

平成28年6月17日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成28年6月18日から平成28年7月19日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）

2 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）

- #### ○ 詳細については、別紙の意見公募要領を御覧ください。

3 意見公募の期限

平成28年7月19日（火）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：白石課長補佐、後藤事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見公募要領

1 意見公募対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道発表」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室 へ

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁危険物保安室 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期間

平成 28 年 6 月 18 日（土）から平成 28 年 7 月 19 日（火）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を記載してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ

御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

消防庁危険物保安室

担 当：白石、後藤

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について**

平成 28 年 6 月
消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防法上の消防活動阻害物質^{※1}に指定するために、「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（以下「指定省令」という。）」を改正するものである。

- ・シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド 10%以下を含有するものを除く。）^{※2}

- ※1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 3 に規定する火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものであり、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 303 号。以下「危政令」という。）第 1 条の 10 に規定された物質、別表第一又は別表第二において掲げる物質をいう。また、別表第一（8）及び別表第二（18）において、「前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定され、指定省令においても消防法上の消防活動阻害物質を指定することとされている。
- ※2 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 251 号）の施行により、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 2 項に規定する劇物（以下「劇物」という。）として新たに追加されている。

【理由】

平成 27 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）における調査・分析の結果、「シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド 10%以下を含有するものを除く。）」について、流通実態を考慮し、消防法上の危険物^{※3}に非該当であり、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することが確認されたことから、上記検討会の報告書において消防法上の消防活動阻害物質として新たに指定することが適当であるとされたことを受け、今回改正するものである。

- ※3 消防法第 2 条第 7 項に規定する物質で、危政令で定める試験において引火性や酸化性などの政令で定める性状を有することが確認された固体又は液体をいう。

【施行期日】

平成 29 年 3 月 1 日

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、危険物（ ）

の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

))))

に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

シ
ア
ナ
ミ
ド
ー
〇
％
以
下
を
含
有
す
る
も
の
を
除
く
。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改正案				現行			
<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>				<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）	（一）	（二）	（三）	（四）
			二〇〇キ ログラム	塩化亜鉛	酢酸亜鉛	硫酸亜鉛	りん酸亜鉛
			二〇〇キ ログラム				

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(十一) エチレンオキシド及びこれを含む製剤	(十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含む製剤	(九) アンモニアを含む製剤(アンモニア三〇%以下を含むものを除く。)	(八) 酒石酸アンチモンルカリウム及びこれを含む製剤	(七) 三酸化アンチモン	(六) 五塩化アンチモン及びこれを含む製剤	(五) アクリルアミド及びこれを含む製剤	(四)
------------------------	----------------------------	-------------------------------------	----------------------------	--------------	-----------------------	----------------------	-----

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含	十七) 硫化カドミウム	十六) 硝酸カドミウム	十五) 酸化カドミウム	十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	十三) 塩素	十二) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)
-------------------------	----------------	----------------	----------------	-------------------------------	-----------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(二十三) クロルメチルを含有する製剤(容)	(二十二) クロルピクリンを含有する製剤	(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	() 有する製剤
---------------------------	-------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	--------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

<p>二十八 けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十七 けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十六 けいふつ化水素酸を含有する製剤</p>	<p>二十五 ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十四 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤</p>	<p>量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）</p>
----------------------------------	---------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---

(略)	<p>(三十) 五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>(三十一) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>(三十二) ニ・三―ジシアノー―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇％以下を含有する製剤</p>	<p>(三十三) 四塩化炭素を含有する製剤</p>
-----	---	--	--	---------------------------

<p>(二十九) けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>(三十) 五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）</p>		<p>(三十一) ニ・三―ジシアノー―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇％以下を含有する製剤</p>	<p>(三十二) 四塩化炭素を含有する製剤</p>
-------------------------------------	---	--	--	---------------------------

四十 硫酸銅	(三十九) 塩化第二銅	(三十八) 塩化第一銅	(三十七) 硫酸第一すず	(三十六) 塩化第二すず	(三十五) 塩化第一すず	(三十四) ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含むものを除く。)
-----------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--

三十九 硫酸銅	(三十八) 塩化第二銅	(三十七) 塩化第一銅	(三十六) 硫酸第一すず	(三十五) 塩化第二すず	(三十四) 塩化第一すず	(三十三) ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含むものを除く。)
------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--

(四十七)	(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	(
ステアリン酸鉛	シアナミド鉛	三塩基性硫酸鉛	酢酸鉛	けい酸鉛	塩基性けい酸鉛	一酸化鉛	

(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)	(
ステアリン酸鉛	シアナミド鉛	三塩基性硫酸鉛	酢酸鉛	けい酸鉛	塩基性けい酸鉛	一酸化鉛	

五十五) 水酸化バリウム	五十四) カルボン酸のバリウム塩	五十三) 塩化バリウム	五十二) 二酸化鉛	五十一) 二塩基性ステアリン酸鉛	五十) 二塩基性亜りん酸鉛	四十九) 二塩基性亜硫酸鉛	四十八) 鉛酸カルシウム
-----------------	---------------------	----------------	--------------	---------------------	------------------	------------------	-----------------

五十四) 水酸化バリウム	五十三) カルボン酸のバリウム塩	五十二) 塩化バリウム	五十一) 二酸化鉛	五十) 二塩基性ステアリン酸鉛	四十九) 二塩基性亜りん酸鉛	四十八) 二塩基性亜硫酸鉛	四十七) 鉛酸カルシウム
-----------------	---------------------	----------------	--------------	--------------------	-------------------	------------------	-----------------

六十二) メタフェニレンジアミン	六十一) オルトフェニレンジアミン	六十) ピロカテコール及びこれを含む製剤	五十九) メタホウ酸バリウム	五十八) ふっ化バリウム	五十七) チタン酸バリウム	五十六) 炭酸バリウム	(
---------------------	----------------------	-------------------------	-------------------	-----------------	------------------	----------------	---

六十一) メタフェニレンジアミン	六十) オルトフェニレンジアミン	五十九) ピロカテコール及びこれを含む製剤	五十八) メタホウ酸バリウム	五十七) ふっ化バリウム	五十六) チタン酸バリウム	五十五) 炭酸バリウム	(
---------------------	---------------------	--------------------------	-------------------	-----------------	------------------	----------------	---

(六十三	ブロム水素を含有する製剤
(六十四	ブロムメチルを含有する製剤
(六十五	一―ブロモ―三―クロロプロパン 及びこれ含有する製剤
(六十六	ほうふつ化水素酸
(六十七	ほうふつ化カリウム
(六十八	ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド1%以下を含有する ものを除く。)

(六十二	ブロム水素を含有する製剤
(六十三	ブロムメチルを含有する製剤
(六十四	一―ブロモ―三―クロロプロパン 及びこれ含有する製剤
(六十五	ほうふつ化水素酸
(六十六	ほうふつ化カリウム
(六十七	ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド1%以下を含有する ものを除く。)

<p>六十九) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>七十) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十一) ニ―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤</p>	<p>七十二) 硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十三) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）</p>
--	--	---	---	--

<p>六十八) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>六十九) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十一) ニ―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤</p>	<p>七十二) 硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十三) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）</p>
--	---	---	---	--